

福島県小野町議会

事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1 通年議会の導入

小野町議会では、議会活動能力を高めるとともに町民の福祉向上と町勢伸展に資するため平成26年1月より地方自治法第102条の2に基づく通年議会制を導入し運用している。これにより、議長の権限で本会議の開催や、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題などにも議会として速やかに対応でき、さらには年間を通じて各委員会が所管事務調査を実施するなど、議会の政策づくりと監視機能の充実・強化に努めている。

2 常任委員会による所管事務調査

小野町議会には、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、予算決算常任委員会の3つの常任委員会を設置しているが、総務文教、厚生産業常任委員会では、通常の議案審査や行政調査のほか、定期的に委員会を開催し、所管課等における重点事業の取り組み状況など、所管事項の進捗状況の確認等に努めている。

予算決算常任委員会においても、当初予算編成前に次年度の重点事業ヒアリングを行うなど、政策提言や予算への反映の機会を設けている。また、常任委員会としたため、必要の都度、現地調査が可能となっている。

3 先進自治体への行政調査の実施

総務文教、厚生産業常任委員会では、毎年テーマを定め、先進自治体における取り組みを調査し、当町の政策づくりに反映できるよう行政調査を積極的に実施している。また、議会全体や特別委員会においても、それぞれテーマに沿った先進自治体への行政調査等を実施している。

4 特別委員会の設置

企業対策特別委員会、議会改革特別委員会、公共施設検討特別委員会、広報広聴特別委員会の4つの特別委員会を設置し、それぞれの設置目的に基づき、各種調査等を行っている。

5 国等への要望活動

毎年、国や国会議員、関係機関等に対し、町の重要課題についての要望活動を実施している。

6 議会基本条例の制定

平成30年4月より、議会改革特別委員会が中心となり、議会や議員の責務や議会のあり方について基本となる議会基本条例を制定することを決定した。約1年半の間協議を重ね、本年定例会9月会議に上程し、議決となり、9月13日から施行となった。

議会改革の一環として進めることとしたことから、議会改革特別委員会に議会基本条例に関する専門部会を設け、専門部会で15回、議会改革特別委員会で6回の会議を開催するなど、議員が主体的に検討・協議を進めた。

更に骨子がまとまった段階で、町民・議会懇談会も参加者に内容を説明しながら意見を求め、併せて、ホームページ等でのパブリックコメントの実施、町執行部への意見聴取や調整を行いながら素案づくりを進めた。更に「地方議会人」で議会基本条例についての執筆などをされていた、小野町にゆかりのある元衆議院法制局参事の吉田利宏先生にもアドバイスをいただきながら、素案の内容を検討した。

今後は、議会基本条例に基づいた議会及び議員活動を進めていくこととしている。

事績2 住民に開かれた議会

1 議会報告会（町民・議会懇談会）の開催

議会報告会は、平成25年6月に第1回目を開催し、平成29年度からは「町民・議会懇談会」と名称を変更して毎年開催している。報告会の主な内容は議会の概要や過去1年間の活動状況等の議会活動報告のほか、その時々々の行政課題をテーマとして参加者と意見交換を行っている。現在は3会場で開催しており、合計で延べ516名の町民が参加した。

2 各種団体との意見交換会の開催

第1回目は、平成24年6月に小野町行政区長会との意見交換会を開催した。テーマを「大震災と原発事故への取り組みについて」として、各行政区の代表である行政区長と大震災等に関する意見の交換を行った。その後、町内各種団体のほか、5名以上のグループを対象に幅広く懇談会開催を呼びかけるなどしている。本年8月までに、21回開催し延べ360名の方々と意見交換を行った。

3 議会広報の取組み

広く町民に議会の審査結果や活動内容等をお知らせするとともに、様々な意見を

議会へ寄せていただけるよう、定例会ごとの年4回議会広報を発行している。

平成26年度には、紙面づくりに町民の意見を反映させるため議会だよりモニターを委嘱、更に平成29年9月からは、広報編集委員会の組織を改め、公聴活動にも力を注ぐとともに、議会だよりについても委員会において毎号ごとに編集方針を定め、写真や原稿の作成などについて、議員が積極的、主体的に作成作業に関わる体制に変更した。

全国や県の町村議会議長会の広報研修会への参加や先進議会への視察なども積極的に行っている。

4 子ども議会の開催

子どもたちが自分たちの将来や町の課題を考えながら議会の一般質問形式により町長に質問し、町政や町議会への理解、関心を高めてもらうとともに、子どもたちの声を小野町の町づくりに反映させることを目的とし、町内小学6年生の代表児童10名が議員となり、他の6年生全員が傍聴する中、開催している。

本年度で第5回目の開催となるが、子どもたちの提案を実現した施策も生まれている。

5 夜間議会の開催

町民の議会傍聴の機会を容易にし、町政への関心を高めていただくとともに、開かれた議会の活性化、町行政・議会活動内容の理解を深めるため、毎年定例会6月会議の一般質問は、会議時間を繰り下げ、午後6時から開催しており、傍聴人の増加につながっている。

事績3 地域活性化のため特別な取組みをした議会

1 小野町図書・新聞に親しむ条例の制定について

社会全体の傾向として、活字離れにより子どもをはじめ住民の社会性の欠如が懸念されており、このことに危機感を募らせる人も少なくなく、このような背景から平成13年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定された。また、文化庁の平成25年度「国語に関する世論調査」の結果によると、1ヵ月に本を1冊も読まないと回答した割合が47.5パーセントと年代に関係なく読書離れの傾向にある状況となっていた。

そのようなことから、平成25年度より、総務文教常任委員会において条例案について検討を重ね、平成27年定例会12月会議において、議員提出議案により町

民が図書や新聞に親しむ活動の推進の基本理念や町の責務や家庭、学校等及び地域における取り組みを推進するための条例を制定した。

条例制定により、新聞社との共催事業をはじめとする各種読書推進事業を多数展開し、図書館・郷土資料館・美術館等の複合施設である「小野町ふるさと文化の館」の利用者数も増加傾向にある。